第７次美瑛町行政改革大綱（Ｒ３～Ｒ７）
令和６年度実施項目の検証（総評）

１　事務事業の見直し

事務事業の公益性、必要性及び緊急性を重視し、効率的な事業の実施展開を図り、住民サービスの提供に努めるとともに、行政手続の簡素化、行政事務の迅速化を進めました。

（１）実施項目

①５Ｓ運動の取組による業務の効率化

書庫や保管庫における保存年限の経過した文書ファイルや不要品を整理し、効率よく業務が遂行できる環境を維持したほか、電子文書管理システムの導入を契機として、庁舎サーバー内電子データの保存方法の統一化を図り、適正な文書管理と事務効率の向上を進めました。

②事業の公益性・必要性の明確化

行財政改革推進本部会議を設置し、事業の必要性と財政規律の健全性を踏まえ、今後さらに変化が予想される社会経済情勢に柔軟に対応できるよう体制づくりを進めました。

また、小事業ごとに設定したＫＰＩについてＰＤＣＡサイクルによる事業検証を行ったほか、国や北海道の補助金等を活用し、有効な財源確保に努めました。

③書面規制、押印、対面規制等の見直し

令和４年度から押印規制等を見直し、引き続き行政区や各種団体等からの補助申請に係る事務の簡略化を継続するとともに、これまで対象外としている請求書等の押印見直しについて検討を継続しました。

（２）今後の取組

総合的かつ長期的視点に立った財政運営を進めるため、行財政改革を担当する部署を新設し取組を強化します。また、社会変革や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、各種事業の見直しやＤＸ等による業務の効率化を図ります。

２　行政機構と職員体制の見直し

職員の政策形成力等の向上と、多種多様な行政運営に必要な創造力豊かな発想を持った人材の育成、確保、意識改革を図るとともに、テレワーク等の試行を重ね、業務の効率化と非常事態時の業務環境の確保に取り組みました。

（１）実施項目

①職員の政策形成力・行政運営能力等の向上

階層別職員研修を実施し、政策形成力、行政運営能力などの向上に努めるとともに、自主的な課題に取り組める研修に関して参加を促すなど、職員個々の意識改革を図りました。

②個人情報等の機密性を保持したテレワークの方法や体制のルールづくり等の検討

「自治体テレワークシステム　ｆｏｒ　ＬＧＷＡＮ」と庁舎用電話スマートフォン（ＦＭＣ）のテザリング機能を併用した機密性を保持した環境により、出張先での業務を可能とするテレワークの試行を継続し、業務効率の向上に取り組みました。

（２）今後の取組

職員の行政運営能力の向上や更なる意識改革を進めるため、職員研修の拡充や人事評価における個別目標設定等の充実について検討するほか、引き続きスマート化による業務の生産性の向上や質の高い公共サービスの提供に努めます。

３　行政の情報化の推進と行政サービスの向上

各種証明書等のコンビニ交付サービスを開始するなど、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した電子行政サービスの充実・高度化に努めるとともに、庁内業務に係る各種システムを導入し、デジタル技術等の活用による住民の利便性向上と業務の効率化を図りました。

（１）実施項目

①ホームページ、ＳＮＳ等を活用した迅速な行政情報の配信による住民サービスの向上

ホームページや町公式ＬＩＮＥ等を活用し、利便性の高い情報を迅速に発信するなど、行政情報の配信による住民サービスの向上に努めました。

②文書事務及び窓口事務の電子化による住民の利便性の向上

庁内業務に係る各種システム（文書管理システム、財務会計システム、勤怠管理システム）を導入し、電子決裁による意思決定の迅速化及び事務の効率化、紙文書量の削減を進めました。

また、町公式ＬＩＮＥによる証明書の電子申請のほか、住民票の写し、印鑑証明書、所得証明書等のコンビニ交付サービスを開始しました。

③電子文書データの管理ルール等の整理による業務効率の向上

各種システムの導入にあわせ、関係する規則の改正とともに公文書管理規則を制定し、更なる公文書の適正管理を進めました。

（２）今後の取組

町公式ＬＩＮＥアカウントの有効活用により、必要な情報を必要な方に配信できるよう機能の拡充を検討するほか、適正利用を図るためのガイドラインを定めた上で、生成ＡＩサービスの業務利用を進め、更なる業務の効率化や生産性の向上などを図ります。

４　住民協働を意識した行政運営

美瑛町自治基本条例の理念に基づき、行政運営に町民の意見を積極的に取り入れ、町民が町政に参加しやすい環境づくりに努めたほか、町民主体の自治を推進するため、「地域活動推進一括交付金」制度を導入するなど、住み良いまちの実現に取り組みました。

（１）実施項目

まちづくり委員会による審議、まちづくり提案事業の募集、町公式ＬＩＮＥを活用した町民コメントやアンケート等の実施など、自治基本条例の理念に基づく町民の町政参加を推進しました。

また、様々な交付金や補助金を一括で交付できる仕組みとすることで、地域それぞれの特色をいかした取組を活性化し、町民主体の自治を推進することを目的とした「地域活動推進一括交付金」制度を導入しました。

（２）今後の取組

令和６年度の美瑛町自治基本条例の運用検証によって顕在化した新たな課題の改善を図り、引き続き町民の皆さまが町政に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、行政区や町内会の負担が大きい事務作業等に係る支援体制として、町職員によるサポートに加えて、集落支援員制度を活用した体制づくりを進めます。

５　公共施設の効果的な管理運営

公共施設の適正配置、施設の長寿命化等による財政負担の軽減に取り組んだほか、財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある利活用を推進するため、「美瑛町町有財産利活用等基本方針」を策定し、未利用財産の利活用や処分についての基本的な考え方を定めました。

（１）実施項目

①人口減少等の中長期的な視点に立った公共施設の管理運営

事業の必要性と財政規律の健全性を踏まえ、総合的かつ長期的視点に立った事業を進めるため、行財政改革推進本部会議を設置し、今後さらに変化が予想される社会経済情勢に柔軟に対応するよう検討を進めました。

また、各施設の長寿命化等に取り組んだほか、人口減少等の中長期的な視点の下、町立病院の管理運営に係るアンケート調査を実施するなど、公共施設の適正配置について検討を進めました。

②未利用地及び施設の有効活用及び実情に合わせた処分の検討

令和５年度に策定した「美瑛町町有財産利活用等基本方針」に基づき、将来的な利活用が定められていない未利用財産の有効活用に努め、財源確保と地域振興に取り組みました。

（２）今後の取組

既存施設の維持に当たっては、施設ごとの役割を明確にし、利活用の実績等を踏まえ有効な活用を図るとともに、町立病院は規模や病床機能の見直しに当たって専門的な知見を有するアドバイザーを招聘するなど、将来を見据えた施設の適正な運用に向けて検討を進めます。

現在未利用となっている公共施設や公有地の利活用に当たっては、基本方針に基づき、様々なノウハウを持つ民間事業者等から、財産の有効活用について提案をいただくなど、引き続き既存ストックの活用や未利用地の売却等を進めます。